

後見類型等		法定後見			任意後見
		補助	保佐	後見	
要件	判断能力（対象者）	精神上的の障害により事理を弁識する能力が不十分な者	精神上的の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者	精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く者	契約締結能力がある段階で契約、事理弁識能力が不十分な状態で開始
	鑑定等の要否	診断書等（原則として鑑定不要）	原則として鑑定必要	原則として鑑定必要	
開始の 手続	請求権者	本人、配偶者、四親等内の親族、他の類型の支援者・監督者、検察官、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市町村長			本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者
	本人の確認	必要	不要	不要	原則として必要
機 関	支援者	補助人	保佐人	成年後見人	任意後見人
	監督者	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人	任意後見監督人
同意 権・ 取 消 権	付与の範囲	特定の法律行為（民法13条1項の範囲内）＜申立ての範囲内＞	民法13条1項所定の行為（日常生活に関する行為を除く）【注】	日常生活に関する行為以外の行為【同意権はない】	取消権はない
	付与の審判	必要	不要	不要	不要
	本人の同意	必要	不要	不要	不要
	取消権者	本人、補助人	本人、保佐人	本人、成年後見人	
代 理 権	付与の範囲	特定の法律行為＜申立ての範囲内	特定の法律行為＜申立ての範囲内	すべての財産的 法律行為	契約で付与した範囲
	付与の審判 本人の同意	必要 必要	必要 必要	不要 不要	不要 不要
支 援 者 の 権 限 ・ 義 務	権限	同意権・取消権・代理権	同意権・取消権・代理権	取消権・代理権	
	義務	本人の意思の尊重、本人の心身の状態及び生活状況の配慮義務	本人の意思の尊重、本人の心身の状態及び生活状況の配慮義務	本人の意思の尊重、本人の心身の状態及び生活状況の配慮義務	本人の意思の尊重、本人の心身の状態及び生活状況の配慮義務

【注】 審判により、民法13条1項以外についても同意権・取消権が付与される。